

令和6年度「安全装置等」の助成金について

- ・後方視野確認装置（バックカメラ&モニター）
- ・側方視野確認装置
- ・側方衝突監視警報装置
- ・呼気吹込み式アルコールインターロック装置
- ・IT機器を活用した携帯型アルコール検知器

一般社団法人 鳥取県トラック協会

1. 申請受付期間

(1) 1次受付期間 令和6年7月1日～令和6年8月30日

予算オーバーの時は、予定台数に比率（総申請数分の各社申請数）を掛けて助成数を決定します。（1台未満切捨て、但し最低数は1機。）

但し、1事業者1機で予算オーバーする場合は、アンケート提出者を優先し、その後、先着順とする。

なお、上記受付期間末で予算に余裕がある場合のみ、9月以降も受付します。（先着順受付）

*申請は、必ず導入を決定されている場合のみ提出して下さい。

2. 申請対象者

(1) 令和6年4月1日から令和7年2月20日の間に、新品装置を購入（現金・割賦販売）またはリースで装着する会員事業者で、その際の導入費用（含む取付費、除く消費税）に対し助成を行う。

3. 対象装置

(1) 次の装置で（公益）全日本トラック協会が認めたものとする。（別表の通り）

- ① 後方視野確保支援装置（吊下げ型・ミラー型）で、
ア 後退時の後方視野が確保できること
イ 運行時（前進も含む）において後方視野が確保できること

注意 装着にあたっては、道路運送車両の保安基準に抵触しないこと

② 側方視野確認支援装置（全ト協助成金のみ）

③ 側方衝突監視警報装置（全ト協助成金のみ）

※②③については車両総重量7.5t以上の事業用トラックの左側方の安全確保を目的として装着した装置を助成対象とする。ただし、③をトラクタ・トレーラに装着する場合は、トラクタの第5輪荷重が8.5t以上のものを助成対象とする。

④ 呼気吹込み式アルコールインターロック（全ト協助成金のみ）

⑤ IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器（全ト協助成金のみ）

※IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器とは、別に定める基準を満たす通信機能を有し、または、携帯電話等通信機器と接続し、当該危機による測定結果を直ちに営業所に設置した点呼機器に送信できること。

※安全性優良事業所（Gマーク認定事業所）が導入する場合に限り助成する

(2) 装置を取り付ける車両は、会員事業者が使用する車両で、かつ使用の本拠の位置が鳥取県内の営業用（緑ナンバー）貨物自動車であること。

4. 助成金額・予算枠

(1) 助成額

① 後方視野確保支援装置（吊下げ型・ミラー型）

装置1台当たり導入費用の2分の1で限度額は60,000円（含む全ト協助成金）。ただし、千円未満は切捨てとする。

内訳は、鳥ト協が40,000円、全ト協が20,000円を限度とし各予算枠の関係で片方みの助成となる場合もある。

② 側方視野確認支援装置（全ト協助成金のみ）

車両1台につき対象装置ごとに、導入費用の2分の1で上限20,000円。

- ③ 側方衝突監視警報装置（全ト協助成金のみ）
車両1台につき対象装置ごとに、導入費用の2分の1で上限20,000円。
- ④ 呼気吹込み式アルコールインターロック（全ト協助成金のみ）
車両1台につき対象装置ごとに、導入費用の2分の1で上限20,000円。
- ⑤ IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器（全ト協助成金のみ）
検知器1台当たり、導入費用の2分の1で上限20,000円。

※①②について、既に導入されていた当該装置に対する本助成事業の適用の有無にかかわらず、故障等により代替としてモニター及びカメラを同時に買い替える場合、または、モニターかカメラのいずれかを買い換える場合、買い換えた装置についても助成する。

- (2) 予算枠 鳥ト協 420万円（後方視野確保支援装置）
全ト協 247万円（①・②・③・④・⑤装置で）
- (3) 助成条件
国からの補助金が交付された装置に対しては、助成対象外となります。

5. 鳥ト協の助成上限台数（1事業者）

- ① 後方視野確保支援装置（バックカメラ）……6台

6. 申請時提出書類

- ① 安全装置等導入促進助成金交付申請書（様式1）
- ② 導入する装置メーカー名・装置名称・型式・数量
金額（単価と総額、除く消費税）等が記載されたもの（見積書等（写））

7. 交付決定日

安全装置等導入促進助成金交付決定通知書をFAXで送付する

8. 実績報告期限 令和7年2月20日（木）

- 提出書類
- ① 安全装置等導入助成事業実績報告書（様式3）
 - ② 安全装置等装着証明書（様式4）
 - ③ 誓約書（様式5）
 - ④ 請求書（写）…装置の数量・金額（単価と総額、除く消費税）の記載があるもの
 - ⑤ 領収を確認できるもの（領収書等（写））
請求書と同額なもの（リース・割賦販売の場合も販売会社が発行したリース会社等宛のものが
必要です）
 - ⑥ リース契約書等・割賦販売契約書（写）
装置メーカー名・装置名称・型式・数量の記載があるもの
 - ⑦ 装着車両の「自動車検査証記録事項（写）」

9. 申請をされる方は、交付要綱・申請書類・報告書類等については、鳥ト協ホームページからダウンロードをお願いいたします。

URL：<https://www.torakyo-tottori.or.jp/member/josei.html>

お問合せ先 （一社）鳥取県トラック協会 担当 南條 TEL 0857-22-2694